

第 105 期中間決算公告

山形県山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
 株式会社 山形しあわせ銀行
 取締役頭取 澤 井 誠 介

第 105 期中 (平成 18 年 9 月 30 日現在) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	28,124	預 金	606,121
コ ー ル マ ネ ー	25,500	コ ー ル マ ネ ー	1,886
商 品 有 価 証 券	1	借 用 金	6,000
有 価 証 券	124,427	外 国 為 替	19
貸 出 金	447,493	そ の 他 負 債	1,859
外 国 為 替	441	退 職 給 付 引 当 金	230
そ の 他 資 産	3,812	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,151
有 形 固 定 資 産	13,972	支 払 承 諾	7,035
無 形 固 定 資 産	1,046		
繰 延 税 金 資 産	4,039		
支 払 承 諾 見 込	7,035		
貸 倒 引 当 金	△7,399		
投 資 損 失 引 当 金	△ 299		
		負 債 の 部 合 計	625,304
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	5,200
		資 本 剰 余 金	3,324
		資 本 準 備 金	3,324
		利 益 剰 余 金	14,070
		利 益 準 備 金	1,908
		そ の 他 利 益 剰 余 金	12,161
		特 別 償 却 準 備 金	24
		退 職 給 与 積 立 金	500
		別 途 積 立 金	11,002
		繰 越 利 益 剰 余 金	634
		株 主 資 本 合 計	22,594
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,836
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,135
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	297
		純 資 産 の 部 合 計	22,892
資 産 の 部 合 計	648,196	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	648,196

- (注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 22年～50年

動 産 4年～15年

- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,442百万円であります。

- 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度において全額損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（2,189百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(追加情報)

退職給付における数理計算上の差異の償却年数について、従来、平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）で

償却しておりましたが、平均残存勤務期間が15年を下回ったため、償却年数を13年に変更しております。

この変更により経常費用が8百万円増加し、経常利益が8百万円減少し、税金等調整前中間純利益が8百万円減少しております。

11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに有効性の評価をしております。
13. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
14. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式により行っております。
15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額は152百万円であります。
16. 関係会社の株式（及び出資）総額は94百万円であります。
17. 有形固定資産の減価償却累計額は11,486百万円であります。
18. 有形固定資産の圧縮記帳額は1,070百万円であります。
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,728百万円、延滞債権額は15,705百万円であります。

なお、破綻先債権とは、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金で、自己査定において債務者区分が「破綻先」に区分された債務者の貸出金全額であります。

また、延滞債権とは、破綻先債権に該当しない貸出金で、自己査定において債務者区分が「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に区分された債務者の貸出金全額であります。
20. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は1百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金であります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,761百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、経済的困難に陥った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的に、債務者に有利となる一定の譲歩を与える約定変更の改定等を行った貸出金であります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,194百万円であります。

なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,391百万円であります。
24. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、500百万円であ

ります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 3,991 百万円

その他 1 百万円

担保資産に対応する債務

預金 106 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 21,602 百万円を差入れております。

また、その他資産のうち保証金権利金は 491 百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出
同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 Δ 4,010 百万円

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,000 百万円が含まれております。

28. 1 株当たりの純資産額は、366 円 8 銭であります。

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1 株当たり純資産額は、「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は 2 銭減少しております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

以下 30. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価(百万円)	差 額(百万円)
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	8,359	8,408	48
その他	19,504	19,216	Δ 288
合 計	27,864	27,624	Δ 240

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	6,498	6,590	91
債券	79,427	76,694	△2,733
国債	70,667	68,053	△2,613
地方債	290	287	△2
社債	8,469	8,353	△116
その他	10,915	10,720	△194
合計	96,841	94,005	△ 2,836

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について一百万円減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について中間期末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施することとしております。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 非公募事業債	1,730
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	10
関連法人等株式	50
その他有価証券 非上場株式	767

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は110,291百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが101,664百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額 3,066百万円

退職給付引当金損金算入限度額	93
減価償却償却超過額	178
税務上の繰越欠損金	2,194
その他	<u>1,368</u>
繰延税金資産小計	6,901
評価性引当金	<u>△2,503</u>
繰延税金資産合計	4,398
繰延税金負債	
退職給付費用支出額	346
特例償却	12
繰延税金負債合計	<u>358</u>
繰延税金資産純額	<u>4,039 百万円</u>

33. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権（又は株主資本及び評価・換算差額等）に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は22,893百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 純額で繰延ヘッジ損失（又は繰延ヘッジ利益）として「その他資産」（又は「その他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益は、「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

34. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率は9.48%であります。

第105期中 [平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで] 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	8,274
資金運用収益	6,229
(うち貸出金利息)	(5,411)
(うち有価証券利息配当金)	(810)
役員取引等収益	1,100
その他業務収益	68
その他経常収益	875
経常費用	7,649
資金調達費用	548
(うち預金利息)	(238)
役員取引等費用	492
その他業務費用	93
営業経費用	5,169
その他経常費用	1,345
経常利益	624
特別利益	25
特別損失	57
税引前中間純利益	592
法人税、住民税及び事業税	11
法人税等調整額	177
中間純利益	402

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額は6円44銭であります。
3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額442百万円、投資損失引当金繰入額299百万円及び株式等償却16百万円を含んでおります。

第 105 期中（平成 18 年 9 月 30 日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	28,124	預 金	606,083
コ ー ル ロ ー ン	25,500	コ ー ル マ ネ ー	1,886
商 品 有 価 証 券	1	借 用 金	6,000
有 価 証 券	124,459	外 国 為 替	19
貸 出 金	447,493	そ の 他 負 債	1,865
外 国 為 替	441	賞 与 引 当 金	16
そ の 他 資 産	3,812	退 職 給 付 引 当 金	246
有 形 固 定 資 産	13,975	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,151
無 形 固 定 資 産	1,047	支 払 承 諾	7,035
繰 延 税 金 資 産	4,050	負 債 の 部 合 計	625,304
支 払 承 諾 見 返	7,035	（ 純 資 産 の 部 ）	
貸 倒 引 当 金	△7,399	資 本 金	5,200
投 資 損 失 引 当 金	△299	資 本 剰 余 金	3,324
		利 益 剰 余 金	14,115
		株 主 資 本 合 計	22,639
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,836
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,135
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	297
		純 資 産 の 部 合 計	22,937
資 産 の 部 合 計	648,241	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	648,241

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 22年～50年

動 産 4年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）及びリース期間定額法により

償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
7. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,442百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
10. 連結子会社の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度において全額損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（2,189百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

（追加情報）

退職給付における数理計算上の差異の償却年数について、従来、平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）で償却しておりましたが、平均残存勤務期間が15年を下回ったため、償却年数を13年に変更しております。

この変更により経常費用が8百万円増加し、経常利益が8百万円減少し、税金等調整前中間純利益が8百万円減少しております。

12. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監

査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに有効性の評価をしております。

14. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

16. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額は152百万円であります。

17. 関係会社の株式(及び出資)総額(子会社の株式(及び出資)を除く)は84百万円であります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は11,492百万円であります。

19. 有形固定資産の圧縮記帳額は1,070百万円であります。

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,728百万円、延滞債権額は15,705百万円であります。

なお、破綻先債権とは、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金で、自己査定において債務者区分が「破綻先」に区分された債務者の貸出金全額であります。

また、延滞債権とは、破綻先債権に該当しない貸出金で、自己査定において債務者区分が「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に区分された債務者の貸出金全額であります。

21. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は一百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金であります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,761百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債務者のうち、経済的困難に陥った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的に、債務者に有利となる一定の譲歩を与える約定変更の改定等を行った貸出金であります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,194百万円でありま

す。

なお、20. から 23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、500百万円であります。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,391百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	3,991百万円
その他	1百万円
担保資産に対応する債務	

預金 106 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 21,602 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 491 百万円であります。

27. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 $\Delta 4,010$ 百万円

28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,000 百万円が含まれております。

29. 1 株当たりの純資産額は 366 円 80 銭であります。

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1 株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。【これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は 2 銭減少しております。】

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

以下 31. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価(百万円)	差 額(百万円)
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	8,359	8,408	48
その他	19,504	19,216	$\Delta 288$
合 計	27,864	27,624	$\Delta 240$

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	6,498	6,590	91
債券	79,427	76,694	$\Delta 2,733$
国債	70,667	68,053	$\Delta 2,613$
地方債	290	287	$\Delta 2$
社債	8,469	8,353	$\Delta 116$

その他	10,915	10,720	△194
合計	96,841	94,005	△2,836

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 非公募事業債	1,730
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	770
非公募転換社債	—

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は110,291百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが101,664百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分（又は株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分）に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は22,938百万円であります。

(2) 純額で繰延ヘッジ損失（又は繰延ヘッジ利益）として「その他資産」（又は「その他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

(6) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中「のれん」に含めて表示しております。

これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。

34. 銀行法施行規則第179条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率は9.49%であります。

第105期中

平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	9,362
資金運用収益	6,195
（うち貸出金利息）	（ 5,374 ）
（うち有価証券利息配当金）	（ 812 ）
役務取引等収益	1,935
その他の業務収益	68
その他の経常収益	1,164
経常費用	8,543
資金調達費用	558
（うち預金利息）	（ 238 ）
役務取引等費用	1,283
その他の業務費用	93
営業経費	5,117
その他の経常費用	1,490
経常利益	819
特別利益	25
特別損失	57
税金等調整前中間純利益	787
法人税、住民税及び事業税	138
法人税等調整額	159
少数株主利益	34
中間純利益	454

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額は7円26銭であります。

3. 「その他経常費用」には、貸出金償却3百万円、貸倒引当金繰入額527百万円、投資損失引当金繰入額299百万円及び株式等償却16百万円を含んでおります。